

国際ロータリー第 2620 地区 甲府北 ロータリークラブ

2023-2024年度 2621回例会 9月27日

地区ガバナー 中村 皇積 クラブ会長 志村 浩男

本日のプログラム

● 22-23 年度グローバル補助金奨学生 田辺 愛莉 さん 卓話

●会長の時間 志村 浩男 会長

まず皆様に報告があります。ロシアボストークロータリークラブから難民援助の活動をされている責任者のロータリアンを甲府北ロータリーにお招きしてその実態や思いについてお話していただく事業に補助金が交付されることとなりました。アメリカが主導するロシア経済制裁のためお金の流れについて厳しいチエックがありましたが中川さんの手助けもあって承認されました。実行に向け今後の皆さんのご協力お願いいたします。

さて本日の例会はグローバル補助金奨学生の田辺愛莉さんをお迎えし、卓話をしていただきます。イギリスのエセックス大学で国際人道法や国際人権法を学んできたそうです。紛争や追害で苦しむ人々を保護するため特に難民女性や少女の性的虐待、人身売買からの保護に関心があるとのことです。補助金交付決定の直後に難民保護についてのイギリスでの学習や体験のお話を伺えるのは僥倖です。G7とグローバルサウスとの大きな価値観の断絶の中で国際法に何が可能かアドバイス頂ければ幸いです。

また9月24日第2グループ合同奉仕事業で児童養護施設の子供たちと河口湖大池公園のごみ拾い、富士山ミュージアムでの勉強会に深沢幹事、中川さん、鈴木さん、水上さんの5名で参加してきました。普段休日に観光など難しい子供達に晴天の富士五湖観光のプレゼントができたのではないかと思います。私にとってもロータリアンでなければ気づけない得難い経験でした。

それでは田辺さん本日はよろしくお願いいたします。

●幹事報告

- 1. RLI (ロ-タリー・リーダーシップ研究会) パート I, パート II がオンラインにて開催されます。 パート I (10/29) パート II (11/26) です。参加を希望される方は事務局までお申し込みください。
- 2. 米山記念奨学会より豆辞典が届いていますのでお配りします。
- 3. 「第 18 回甲府北ロータリー旗争奪ペタンク大会」が 10 月 8 日(日)新紺屋小学校にて開催されます。 体育の秋です。皆様ご参加いただけますようお願いいたします。

●2620 回例会報告

●「インボイス制度について - 消費税 適格請求書保存方式 -」SAA 小澤 勇 会員

令和4年度税収約70兆円消費税21.6兆円所得税20.4兆円法人税13.3兆円令和5年度支出予算114.4兆円1.消費税の仕組み消費税納付は基本的に預り金

- ①原則課税 イ 課税売上 5 億円超、課税売上割合 95%未満 (個別対応方式 一括比例配分方式) ロ 以外全額控除
- ②簡易課税 基準期間課税売上(2年前、前々期)5.000万円以下
- ③小規模事業者 基準期間課税売上 1,000 万円以下 免税事業者
- 2. インボイス制度

帳簿記載方式(単一税率)→(令元10月~)区分記載請求書保存方式→(令5年10月~)適格請求書保存方式

○適格請求書発行業者の登録申請 登録番号法人 T ~ 13 桁 免税事業者も登録→課税事業者になる(その課税期間の初 日から起算して 15 日前の日まで(個人 12 月 17 日まで)

従来提出していた課税事業者選択届出書は提出不要簡易課税選択届出書は課税期間の末日まで

インボイスの記載事項

- ①適格請求書発行業者の氏名または名称 ②登録番号 ③取引年月日 ④取引内容 ⑤税抜取引価額または税込取引 価額を税率区分ごとに合計した金額 ⑥ ⑤に対する消費税額等および適用税率 ⑦請求書受領者の氏名または名称 (区分記載請求書 税率区分ごとの税込請求金額 追記可能) 簡易インボイス
- ⑦の受領者の記載不要 ⑥は消費税額等また適用税率どちらかでよい

小売業、飲食店、写真業、旅行業、タクシー業、駐車場業

インボイスは納品書、請求書、領収書のどれでもよく2つ以上の組み合わせでもよい端数処理は1回のみ 返品 値引き 割り戻し 販売奨励金→返還インボイス必要(1 万円未満不要)

送金料の扱い ATM 使用(自販機とみなし不要)

- ①売上値引きとして処理 科目そのまま・・1万円未満インボイス不要(下請法・独禁法)値引き内容により10% 軽8%
- ②立替金として処理・・・インボイス必要
- ③買手が役務提供・・・・インボイス必要

インボイスの交付義務免除

- ①公共交通料金 3万円未満 ②卸売市場のせり売り入札←出荷者 ③郵便ポストの郵便物
- ④卸壳市場、農協、漁協←委託者 ⑤自動販売機 3万円未満←販売者
- ②④出荷者、委託者を代行して市場、農協、魚協が法定書類を発行(出荷者、委託者が課税業者でなくてよい)

インボイス (適格請求書) 保存不要のケース法人税 領収書・請求書等の保存必要

- ①公共交通料金 3万円未満
- ②簡易インボイス要件を満たす入場券が使用の際に回収されるもの
- ③古物商 消費者から買い受ける販売用古物
- ④質屋 〃販売用質草
- ⑤宅地建物取引業者 / 販売用建物
- ⑥資源回収業者 / 販売用再生資源、再生部品
- ⑦自販機から購入 3万円未満
- ⑧郵便ポストの配達料金 ⑨通勤手当
- ⑩出張旅費、宿泊費、日当、転勤支度金
- ⑪基準期間における課税売上高が1億円以下、特定期間5千万円以下の事業者・・1万円未満のインボイス保存不要 一定帳簿記載

R5/10/1~R11/9/30まで6年間

立替金の精算 立替金精算書 + インボイスコピー

口座振替 家賃等 契約書にインボイス番号を記載、又は番号書類の保存取引金額 消費税率 消費税(取引日は通帳) 免税事業者のインボイス対応

適格請求書発行業者になるには登録が必要

個人事業者は個人名になるので「公表事項の変更申出書」で店名、屋号の登録で公表ができる。

納付すべき消費税 例 売上 税込み 770 万円 費用 税込み 330 万円

免税事業者を続ける 売上 700 万円 770 万円? 納税額 0 円適格請求書発行業者になる (簡易課税選択) 第 4 種 売上 770 万円 費用 330 万円 納税額 28 万円 経過措置 14 万円

売上 770 万円 費用 330 万円 納税額 40 万円 経過措置 14 万円 原則課税

経過措置

簡易課税

2割特例は令和5年10月1日~令和8年9月30日までの属する各課税期間

◎適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れ控除の特例

令和5年10月1日~令和8年9月30日まで 課税仕入れ等の税額×80%令和8年10月1日~令和11年9月30 日まで $\times 50\%$

免税事業者を継続するかのポイント納付する税額 納税費用

お客さまがインボイスを必要としているか

免税事業者でも消費税を負担しているので、転嫁は必要価格や取引について、取引先との相談が必要